

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処分の概要	許可証の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	<ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出）・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第12条（許可証の書換えの申請）
審査基準	
標準処理期間	5日
申請先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	